

医療機関コード	
保険医療機関名	

令和6年8月1日現在

医科点数表等に規定する回数を超えて受けた診療の実施報告書

区分	項目	患者からの徴収額（消費税を含む）
	医科点数表等に規定する回数を超えて受けた診療	
検査	・α-フェトプロテイン(AFP)	・患者からの徴収額( 円)
	・癌胎児性抗原(CEA)	・患者からの徴収額( 円)
	・前立腺特異抗原(PSA)	・患者からの徴収額( 円)
	・CA19-9	・患者からの徴収額( 円)
リハ ビ リ テ ィ シ ヨ ン	・心リハ(Ⅰ)	・患者からの徴収額( 円)
	・心リハ(Ⅱ)	・患者からの徴収額( 円)
	・脳リハ(Ⅰ)	・患者からの徴収額( 円)
	・脳リハ(Ⅱ)	・患者からの徴収額( 円)
	・脳リハ(Ⅲ)	・患者からの徴収額( 円)
	・廃用リハ(Ⅰ)	・患者からの徴収額( 円)
	・廃用リハ(Ⅱ)	・患者からの徴収額( 円)
	・廃用リハ(Ⅲ)	・患者からの徴収額( 円)
	・運リハ(Ⅰ)	・患者からの徴収額( 円)
	・運リハ(Ⅱ)	・患者からの徴収額( 円)
	・運リハ(Ⅲ)	・患者からの徴収額( 円)
	・呼リハ(Ⅰ)	・患者からの徴収額( 円)
	・呼リハ(Ⅱ)	・患者からの徴収額( 円)
	精神 科 専 門 療 法	・ショート・ケア(大)
・ショート・ケア(小)		・患者からの徴収額( 円)
・デイ・ケア(大)		・患者からの徴収額( 円)
・デイ・ケア(小)		・患者からの徴収額( 円)
・ナイト・ケア		・患者からの徴収額( 円)
・デイ・ナイト・ケア		・患者からの徴収額( 円)

[記載上の注意]

- ・保険外併用療養費の報告を行っている「区分」欄に「○」を記入し、「患者からの徴収額」欄に金額を記入すること。